

保税蔵置場許可期間の更新公告

下記保税蔵置場については、関税法第 4 2 条第 2 項ただし書の規定により許可の期間を更新したので、同条第 3 項の規定により公告する。

令和 8 年 9 月 8 日

名古屋税関長 杉山 真

記

1 被許可者の住所及び名称

山口県周南市開成町 4 5 6 0 番地
東ソー株式会社

2 保税蔵置場の名称及び所在地

東ソー株式会社 四日市事業所 保税蔵置場
三重県四日市市霞一丁目 2 番
三重県四日市市霞一丁目 3 番 1
三重県四日市市霞一丁目 7 番地
三重県四日市市霞一丁目 8 番
三重県四日市市霞一丁目 2 1 番

3 更新した期間

自 令和 8 年 1 0 月 1 日
至 令和 1 4 年 9 月 3 0 日